

市内医療機関各位

横浜市保健所長 田畑 和夫

**オミクロン株の感染流行における重点観察対象者説明資料（令和 4 年 2 月 22 日更新）
の配付について（お願い）**

日頃より、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

横浜市では、神奈川県が作成する「オミクロン株による爆発的感染拡大への対応」のステップ 3 に沿って、重症化リスクのある方への療養支援を重点化し、「オミクロン株の感染流行における重点観察対象者説明資料の配付について（お願い）」（令和 4 年 2 月 4 日 健健安第 8939 号 横浜市保健所長通知）により、受診した方への重点観察対象説明資料の配付を依頼したところで

す。

この度、神奈川県における重点観察対象者の範囲に変更があり、配付資料を更新しましたので、受診した方へ、配付の御協力をお願いします。

令和 4 年 2 月 24 日診断以降、本依頼の対応となります。

<添付資料>

- 1 「医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」
（令和 4 年 2 月 24 日 横浜市保健所）
- 2 「オミクロン株対策における重点観察対象者の変更等に係る周知について（依頼）」
（令和 4 年 2 月 22 日 医危第 3282 号 神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長）

<担当>

横浜市健康福祉局健康安全課
健康危機管理担当

TEL 045-671-2463

医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

はじめに

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、保健所からのお電話は、

重点観察対象者※を優先して行うこととなりました。

※**年齢 65 歳以上もしくは 2 歳未満、SpO2 値 95%以下、40 歳～64 歳で重症化リスク因子*のある方、**
または、年齢にかかわらず妊娠している者

*重症化リスク因子とは？

- ・悪性腫瘍・慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・肥満(BMI※30 以上)・心血管疾患・肝硬変 等がある方
 - ・免疫抑制剤等を使用している等の理由により免疫の機能が低下している恐れがある方
 - ・新型コロナウイルスワクチン2回接種を終えていない方 等
- ※ BMI:体重(kg)/身長(m)の二乗

保健所から電話がない場合がありますので、次の内容をご確認のうえ、
 神奈川県のLINEに登録をして、ご自身で療養いただくようお願いいたします。

▶ **スマートフォンをお持ちの方は、**
 療養中の健康管理は **LINE** を使用します。
 必ず **「神奈川県療養サポート」** への登録を
 お願いします。

1日1回 回答! **所要時間1回1分程度!** **初期登録は簡単!**



神奈川県療養サポート
LINEID 検索
@kanagawa_corona

▶ **スマートフォンをお持ちでない方には、1日1回 電話**に
 よる**定期確認**を行いますので、必ず応答してください。
 応答がない場合、安否確認のため保健所が直接訪問することもあります。

療養期間について

症状があって診断された方

発症日(初めに発熱など症状が出た日)の翌日から **10 日間**が療養期間です。

仕事や学校はお休みいただき、療養期間中の外出はお控えください。

(例) 2月1日に発症した場合、2月 11 日までが療養期間、翌 12 日から外出可能。

2/1	2/2	2/3	2/4	2/9	2/10	2/11	2/12
発症日	療養 開始					療養 終了	外出 可能
0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目

無症状で診断された方

療養中、一度も症状が出なかった方(無症状病原体保有者)は、
 検体採取日(検査を受けた日)の翌日から **7 日間**が療養期間です。

(検温など体調を確認する健康観察期間は 10 日間)

(例) 2月1日に検査した場合、2月8日までが療養期間、翌9日から外出可能。

濃厚接触者について

同居家族の方

感染者と同居されている方は、原則として濃厚接触者になります。

最終接触日(感染対策*を行った日)の翌日から

7日間の自宅待機と10日間の健康観察をお願いします。

(例) 2月1日に発症し、2月2日に家庭内で感染対策*を行った場合、
2月9日までが待機期間、翌10日から外出可能、2月12日まで健康観察。

*感染対策とは？

マスク着用・手洗い・手指消毒・物資の共有を避ける・消毒の実施などの日常生活を送る上で可能な範囲で実施すること

同居家族以外の方

仕事、学校、プライベート等で、発症日の2日前からマスクなしで、
概ね1m以内、15分以上接触された方も同様に濃厚接触者になります。
該当される方がいらっしゃいましたら診断された方からご連絡をお願いします。

(例) 2月1日に発症し、1月30日にご友人とマスクなし、1m以内、30分間会話していた場合、
ご友人は、1月31日から2月6日まで自宅待機で、2月7日から外出可能。

濃厚接触になった方へのお願い

仕事や学校はお休みいただき、不要不急の外出はお控えください。
やむを得ず買物等で外出する場合は、マスクや手指消毒を徹底してください。

症状が出た時は、かかりつけ医やお近くの医療機関に
あらかじめお電話で「濃厚接触者」とお伝えのうえ受診してください。

相談窓口

診断された方の専用窓口

「神奈川県療養サポート窓口」

療養中の健康相談、薬の処方等に関する相談

045-285-0598 (9時~21時)

「神奈川県コロナ 119 番」

体調の悪化・急変等による緊急相談

045-285-1019 (24時間)

急激な呼吸困難や高熱など生命の危険を感じるような緊急事態の場合は、
119番で「コロナと診断されている」ことをお伝えのうえ救急車をお呼びください。

新型コロナウイルスに関する一般的な相談

「横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター」

045-550-5530 (24時間)

現在の保健所の取り組み・注意点等に関する詳細は、横浜市ホームページをご覧ください。

横浜

オミクロン

検索

公益社団法人神奈川県医師会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

オミクロン株対策における重点観察対象者の変更等に係る周知について (依頼)

日ごろから、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 2 月 19 日に開催されました「第 12 回神奈川県感染症対策協議会」において、本県の「重点観察対象者」の定義変更について合意が得られたことから、以下のとおり定義を変更することとしましたので、お知らせします。なお、「重点観察対象者」の定義変更については、2 月 24 日 (木) 0 時以降、医療機関が診断し発生届 (HER-SYS) を提出された方より適用となります。

また、令和 4 年 2 月 15 日付け医危第 3154 号神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長通知により、医療機関における「自主療養」制度利用者等への対応についてお知らせしたところですが、厚生労働省に改めて確認した結果、一部変更が生じたので御承知置きいただくとともに、郡市医師会を通じた貴会員への周知について御協力をお願いします。

なお、公益社団法人神奈川県病院協会あて別途周知を依頼するとともに、県内各病院、発熱診療等医療機関には別途通知していることを申し添えます。

1 重点観察対象者の変更について

	変更前	変更後
年齢	50 歳以上もしくは 5 歳以下	<u>65 歳以上</u> もしくは <u>2 歳未満</u>
酸素飽和度	SpO2 値 95 以下	SpO2 値 95 以下
リスク	重症化リスク因子あり	<u>40~64 歳</u> でリスク因子を <u>1 つ以上</u> 持つ者 (高血圧・脂質異常症・喫煙を除く) または、年齢に関わらず <u>妊娠している者</u>

2 抗原検査キット等のセルフテストで受診前に陽性が判明した方への対応の一部変更（変更箇所は下線部）

- 重症化リスクが低いと考えられる方については、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行っていただいで差し支えありません。なお、その場合においては、経口薬など治療薬（解熱剤などの対症療法薬を除く。）を投与いただく際に、改めて陽性の診断を確定するために検査を実施いただく必要はございません。

【添付資料】

- 「医療機関における受診患者及び自主療養の取扱いについて」

問合せ先

感染症対策グループ 新、村岡、小野

電 話 045-210-4791

公益社団法人神奈川県病院協会長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

オミクロン株対策における重点観察対象者の変更等に係る周知について (依頼)

日ごろから、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 2 月 19 日に開催されました「第 12 回神奈川県感染症対策協議会」において、本県の「重点観察対象者」の定義変更について合意が得られたことから、以下のとおり定義を変更することとしましたので、お知らせします。なお、「重点観察対象者」の定義変更については、2 月 24 日 (木) 0 時以降、医療機関が診断し発生届 (HER-SYS) を提出された方より適用となります。

また、令和 4 年 2 月 15 日付け医危第 3154 号神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長通知により、医療機関における「自主療養」制度利用者等への対応についてお知らせしたところですが、厚生労働省に改めて確認した結果、一部変更が生じたので御承知置きいただくとともに、貴会員への周知について御協力をお願いします。

なお、公益社団法人神奈川県医師会あて別途周知を依頼するとともに、県内各病院、発熱診療等医療機関には別途通知していることを申し添えます。

1 重点観察対象者の変更について

	変更前	変更後
年齢	50 歳以上もしくは 5 歳以下	<u>65 歳以上</u> もしくは <u>2 歳未満</u>
酸素飽和度	SpO2 値 95 以下	SpO2 値 95 以下
リスク	重症化リスク因子あり	<u>40~64 歳</u> でリスク因子を <u>1 つ以上</u> 持つ者 (高血圧・脂質異常症・喫煙を除く) または、年齢に関わらず <u>妊娠している者</u>

2 抗原検査キット等のセルフテストで受診前に陽性が判明した方への対応の一部変更（変更箇所は下線部）

- 重症化リスクが低いと考えられる方については、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行っていただいて差し支えありません。なお、その場合においては、経口薬など治療薬（解熱剤などの対症療法薬を除く。）を投与いただく際に、改めて陽性の診断を確定するために検査を実施いただく必要はございません。

【添付資料】

- 「医療機関における受診患者及び自主療養の取扱いについて」

問合せ先

感染症対策グループ 新、村岡、小野

電 話 045-210-4791

県内病院 管理者 殿
発熱診療等医療機関 管理者 殿
行政検査締結医療機関 管理者 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

オミクロン株対策における重点観察対象者の変更等について (通知)

日ごろから、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 2 月 19 日に開催されました「第 12 回神奈川県感染症対策協議会」において、本県の「重点観察対象者」の定義について合意が得られ、以下のとおり変更することとしましたので、お知らせします。なお、「重点観察対象者」の定義変更については、2 月 24 日 (木) 0 時以降、貴院にて診断し、発生届 (HER-SYS) を提出された方より適用となります。

また、令和 4 年 2 月 15 日付け医危第 3154 号神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長通知により、医療機関における「自主療養」制度利用者等への対応についてお知らせしたところですが、厚生労働省に改めて確認した結果、一部変更が生じたので御承知置きいただくとともに、引き続き医療提供体制の維持について御協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

1 重点観察対象者の変更について

	変更前	変更後
年齢	50 歳以上もしくは 5 歳以下	<u>65 歳以上</u> もしくは 2 歳未満
酸素飽和度	SpO2 値 95 以下	SpO2 値 95 以下
リスク	重症化リスク因子あり	<u>40~64 歳</u> でリスク因子を <u>1 つ以上</u> 持つ者 (高血圧・脂質異常症・喫煙を除く) または、年齢に関わらず <u>妊娠している者</u>

2 抗原検査キット等のセルフテストで受診前に陽性が判明した方への対応の一部変更（変更箇所は下線部）

- 重症化リスクが低いと考えられる方については、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行っていただいて差し支えありません。なお、その場合においては、経口薬など治療薬（解熱剤などの対症療法薬を除く。）を投与いただく際に、改めて陽性の診断を確定するために検査を実施いただく必要はございません。

【添付資料】

- 「医療機関における受診患者及び自主療養の取扱いについて」

問合せ先

次の問合せフォームから、お問合せください。

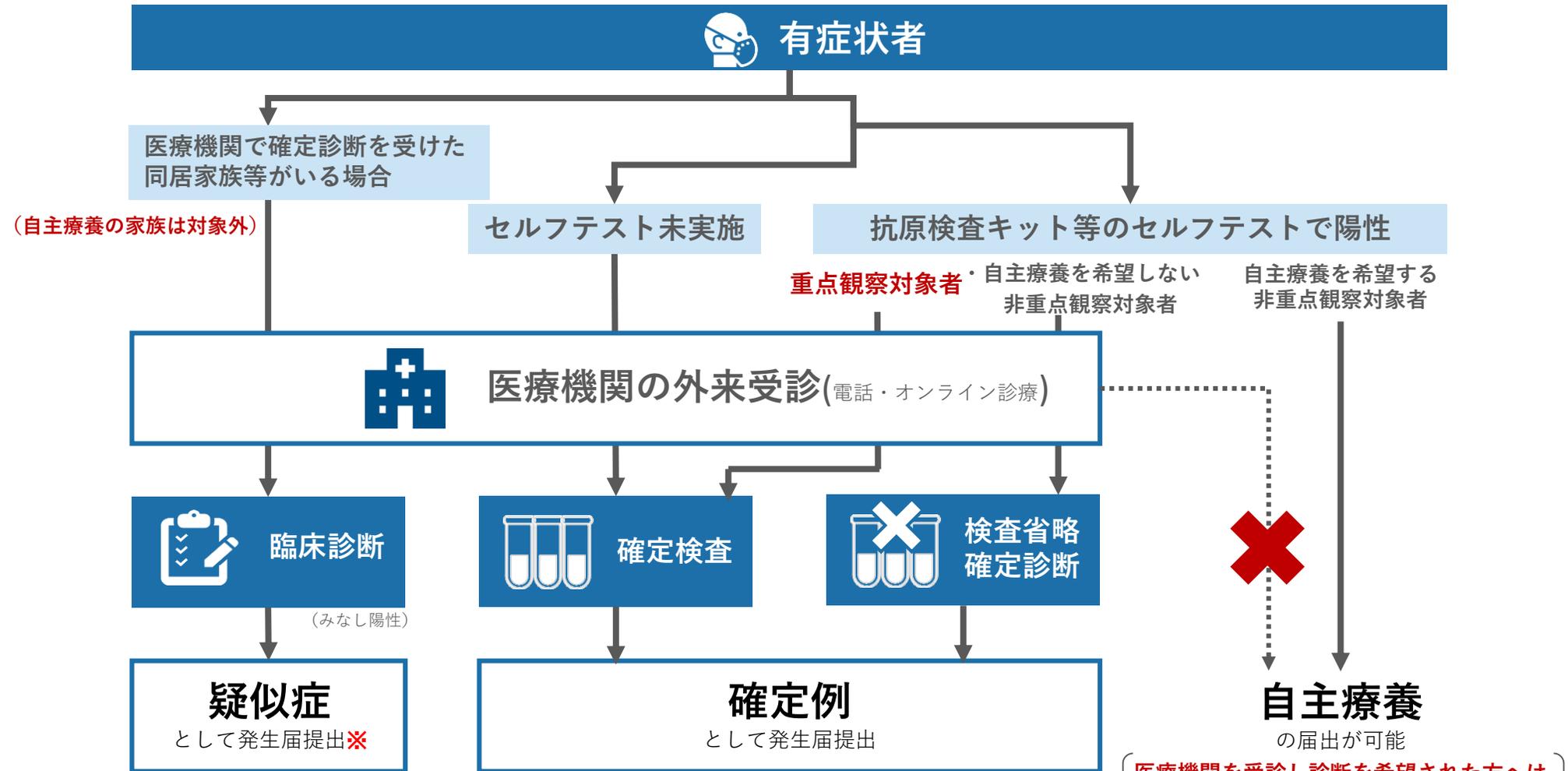
<https://30037ff9.form.kintoneapp.com/public/342c9f2e0c65dd4ef9e47ae05015cf1b11c57e2d4effadeea9ec844a29e29d6e>



問合せフォーム

医療危機対策本部室 感染症対策グループ

医療機関における受診患者及び自主療養の取扱いについて



※ 経口薬など治療薬（解熱剤などの対症療法薬を除く。）を投与する場合においては、確定診断のための検査が必要となります。

医療機関を受診し診断を希望された方へは
自主療養を勧めないでください



優先してフォローアップを行う療養者を

重点観察対象者と呼ぶ

※発生届の内容から特定する

重点観察対象者の定義（2022年2月24日改訂）

次の**いずれか**の条件を満たすこと

（改訂前）

年齢

50歳以上もしくは5歳以下

酸素飽和度

SpO₂値95以下

リスク

重症化リスク因子あり

（改訂後）

65歳以上もしくは2歳未満

SpO₂値95以下

40～64歳でリスク因子を1つ以上持つ者

（高血圧・脂質異常症・喫煙を除く）

または年齢に関わらず妊娠している者